

情報番号：11800336

テーマ：基本的な調査と現金・預金、手形の調査ポイント

編著者：藤間公認会計士税理士事務所 藤間秋男

(関連情報：11800331～11800346)

税務調査にもマニュアルは存在します。調査官はそれに基づき、調査を進めます。ですから調査される側としては、チェック項目を漏れなく把握し対応すれば、調査をうまく乗りきれられるわけです。

JRS 情報番号：11800336～11800342 では、法人税調査における調査項目を列挙しました。各ポイントをしっかり確認し、調査に備えていただきたいと思います。

## 1. 基本的な調査ポイント

チェック欄

イ.	税務調査の種類とそれが実施されるケースを理解しているか	
ロ.	税務調査の連絡があった場合、日時と調査官の氏名、部署名の確認をしているか	
ハ.	調査官がアポなしで会社の事務所に来た場合の対処方法を心得ているか	
ニ.	上記ハ. の時、社長や経理担当者が不在の場合の対応方法を社内に周知しているか	
ホ.	税務調査で必要となる証拠書類の整理・保存を行っているか	
ヘ.	税務調査に備え、誤解や疑いの持たれそうなメモ等を処分しているか	
ト.	税務調査で調査官が必ず調べるチェック事項を把握しているか	
チ.	現金調査で調査官が調べるチェック事項を把握しているか	
リ.	実地調査に備え、金庫や幹部のデスク周辺などは整理されているか	

調査の連絡が来たら、まずどんな種類の調査なのかを理解することが大切です。そのうえで必ず日程の調整をすること。会計事務所と十分なりハーサルができるように日程調整してください。

また、忘れてならないのが調査官の氏名と部署名の確認です。どういう人が、何人であるのか、それによって対応の仕方がずいぶん違って来るからです。

税務署のなかには資産税担当や総務や管理等、様々な部署があります。調査に来る調査官が、いかなる部署を辿って現在のポジションに至ったのかは、案外見

逃せないポイントとなります。ですから私の事務所では、あらかじめ調査官の過去の経歴を調べて、顧問先にお知らせするようにしています。

ちなみに最も要注意なのが、特別調査官 1 名と女性の一般調査官 1 名という組み合わせです。私の経験上、これが最強のペアといえます。特別調査官は切れ者で、女性調査官は実にきっちり調査をこなします。この 2 人がタッグを組んだら、たいていの不正はあぶり出されて、いい逃れができなくなります。

次に書類等の整理・保存についてですが、鉄則として契約書・稟議書・取締役会決議書の 3 点を揃えておくようにしてください。

それから、実地調査に備えて、金庫や幹部等のデスクが整理されているか再確認してください。疑われそうな物が残っていないか、これを機会にきちんと見直しておいてください。

また、貸し金庫があるならそのチェックも忘れずに。調査官によっては貸し金庫まで調べることがありますから。

## 2. 現金・預金の調査ポイント

チェック欄

イ.	領収書・集金表などの整理はされているか	
ロ.	営業取引以外の入出金は、どういう原因で発生したかを把握しているか	
ハ.	小口で支出する資金の期末の漏れはないか	
ニ.	小切手の現物と入金票の摘要欄の記載との間に不明な点はないか	
ホ.	預入れと払出が同日のものについて、その理由が明確になっているか	
ヘ.	利息計算書と銀行からの通知書を比べ、利率からして別の預金はないか	
ト.	借入金の裏付けとなる担保、あるいは預金の存在が明瞭になっているか	
チ.	退職給与引当金と特定預金の関係が明確にされているか	

現金関係は、調査の当日に残金合わせを行う場合があります。ですから必ず前日に現金合わせをしておいてください。

毎日合わせているのが当然ですから、調査の日に限って、「今日はたまたま合わせていない」といういい逃れは通用しません。万が一、日々現金合わせを怠っているならば、当日だけでもやっておいてください。同時に領収書や証票の整理も忘れずに。

次に大切なのが小口現金等の管理です。現金は小口現金にしておくほうがいと私は思います。総務や経理にいくらか渡しておいて、それで仮払いを精算しながら回していったほうが、断然楽です。そういった現金をきちんと合わせて管理しておくことが肝要です。

隠し預金についても綿密な調査が行われます。預入れと払出が同額であるか、利息計算書の残高が違っていないかなどがポイントとなります。さらに借入金の裏付けとなる担保については、無担保で借りて、銀行に対して何も保証が付いていない場合は、どこかに裏の預金担保があるのではないかと疑われることがあります。

### 3. 手形の調査ポイント

チェック欄

イ.	受取手形記入帳での番号・振出年月日・満期日・裏書およびその関係者は取引先から見て妥当か	
ロ.	調査時の受取手形記入帳と現物手形とを照合されても問題はないか	
ハ.	銀行で割引している時は割引の信用を裏づける預金は存在するか	

手形は現金と同じですから、管理が大切です。現物手形については、調査官が照合をする場合があります。「照合させてください」といわれても慌てないように対応しておいてください。

割引というのは、手形を担保にしてお金を借りているわけですから、その借入れに見合うものがあるかどうかチェックされます。もしなければ、裏預金等があるのではないかと調査官は疑いにかかります。

(出典)

[公認会計士・税理士 藤間秋男](#)  
「まるごと税務調査対応ブック」

掲載内容の無断転載を禁じます。